相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪三丁目七二番地、最後の住所東京都武蔵野市緑町一丁目三番一五―六〇五号京王むさしのマンション

被相続人　亡　淺野　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市片山津町ク一〇三番地一、最後の住所石川県加賀市野田町松ケ丘二番地六〇

被相続人　亡　虻川　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ六三番地の四　相続財産管理人司法書士　曽根　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山梨県笛吹市御坂町二之宮四一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三澤　晴人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号

相続財産管理人　深澤　　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市佐布里台一丁目四七番地、最後の住所愛知県知多市佐布里台一丁目二六番地　被相続人　亡　冨田　孝恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

愛知県名古屋市東区泉二丁目二二番一七号ゑむづビル二階

相続財産管理人　高橋　直紹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区栄五丁目二七〇六番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴海町字赤塚二七番地の一ゆうゆう倶楽部鳴海三〇七号　被相続人　亡　舟倉　　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

愛知県名古屋市中区千代田四丁目二三番二号第五富士ビル五階

相続財産管理人　青木　孝裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字与兵エ新田三八番地、最後の住所大阪府和泉市伏屋町五丁目一一番三―三〇三号　被相続人　亡　塩原紀美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室

相続財産管理人　末井　　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市春日一丁目四〇三番地、最後の住所大阪府茨木市畑田町三番四六号　被相続人　亡　成尾　仙智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市登町二丁目二六番地、最後の住所広島県呉市両城二丁目九番一九号

被相続人　亡　田村　作夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

事務所広島県呉市西中央五丁目八番二九―二〇一号

相続財産管理人　弁護士　笹木　和義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市宮田町一丁目三六八番地、最後の住所山口県下関市竹崎町一丁目一〇番二八号　被相続人　亡　岡田　久幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

山口県下関市綾羅木新町二丁目七番六号

相続財産管理人　大塚　住人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県幡多郡大方町大字入野三二六八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　堀野　　允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号

相続財産管理人　司法書士　矢野　　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字添田一七一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　手嶋　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

福岡県田川市中央町四―五　あかつき法務司法書士事務所

相続財産管理人　中山　雄輔

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年二月二十一日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

十一区三号二六〇六番　大田家、一区五号一〇五二番　林家、二区二号二四六八番　渡辺家、八区二号二二三五番　田中家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　十一区三号二六〇六番　大田雄治　一区五号一〇五二番　林富久子、林しげ江、林喜一

二区二号二四六八番　渡辺清次、渡邉あさ、渡邊清美　八区二号二二三五番　田中一、田中染子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十二年十二月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十一日

神奈川県川崎市川崎区日進町一の一四キューブ川崎　Spansion Japan株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

宮本　　聡